

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高 知 県 訓 令 第 13 号
高 知 県 公 営 企 業 局 訓 令 第 4 号
高 知 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 10 号
高 知 県 警 察 本 部 訓 令 第 13 号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高 知 県 南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 推 進 本 部 設 置 規 程 を 次 の よ う に 定 め
る。

令 和 2 年 6 月 2 日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司
高 知 県 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二
高 知 県 教 育 長 伊 藤 博 明
高 知 県 警 察 本 部 長 熊 坂 隆

高 知 県 南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 推 進 本 部 設 置 規 程

(設 置)

第 1 条 南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 の 総 合 的 な 調 整 及 び 施 策 の 円 滑 な 推
進 を す る た め 、 高 知 県 南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 推 進 本 部 (以 下 「 推
進 本 部 」 と い う 。) を 設 置 す る 。

(構 成)

第 2 条 推 進 本 部 の 構 成 員 は 、 次 に 掲 げ る と お り と す る 。

- (1) 本 部 長
- (2) 副 本 部 長
- (3) 本 部 次 長
- (4) 本 部 員

2 本 部 長 は 、 知 事 を も っ て 充 て る 。

3 副 本 部 長 は 、 副 知 事 を も っ て 充 て る 。

4 本 部 次 長 は 、 危 機 管 理 部 長 を も っ て 充 て る 。

5 本 部 員 は 、 別 表 第 1 に 掲 げ る 職 に あ る 者 を も っ て 充 て る 。

(職 務)

第 3 条 本 部 長 は 、 推 進 本 部 を 代 表 し 、 そ の 事 務 を 統 括 す る 。

2 副 本 部 長 は 、 本 部 長 を 補 佐 し 、 本 部 長 に 事 故 が あ る と き は 、
そ の 職 務 を 代 理 す る 。

3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 南海トラフ地震対策の検討、総合的な調整及び施策の円滑な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、南海トラフ地震対策に関連する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、危機管理部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(チーム)

第6条 本部長は、南海トラフ地震対策の個別の事項に関して、課題の整理、推進のための調整、進捗管理等の必要があると認めるときは、推進本部の下にチームを設置することができる。

2 チームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。

3 チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行うものとする。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者、防災関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(総合防災対策推進地域本部)

第8条 推進本部の活動を地域単位で総合的に推進するため、推進本部の下に総合防災対策推進地域本部（以下この条において「地域本部」という。）を設置する。

2 地域本部の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
総合防災対策推進 安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
総合防災対策推進 中央東地域本部	南国市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村
総合防災対策推進 中央西地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村

総合防災対策推進 須崎地域本部	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四 万十町
総合防災対策推進 幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

- 3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
- 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域防災監又は地域防災企画監をもって充て、当該対象地域における南海トラフ地震対策その他の総合防災対策の推進の総合的な調整を行う。
- 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。
 - (1) 当該対象地域に所在する出先機関（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第2号に規定する出先機関をいう。）の長
 - (2) 当該対象地域を担当する県の地域防災担当者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、地域本部長が必要があると認める者
- 6 地域本部に、地域副本部長を置くものとし、地域本部長が地域本部員の中から指定した者をもって充てる。
（事務局）

第9条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、危機管理部南海トラフ地震対策課長をもって充てる。
- 4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課の職員をもって充てる。
（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月2日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

理事・東京事務所長
総合企画部長
総務部長
健康政策部長
子ども・福祉政策部長
文化生活部長
産業振興推進部長
商工労働部長
観光振興スポーツ部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理者
会計管理局長
教育長
警察本部長
公営企業局長
地域防災監
地域防災企画監

別表第2（第5条関係）

総合企画部政策企画課長
総務部財政課長
健康政策部保健政策課長
子ども・福祉政策部地域福祉政策課長
文化生活部文化国際課長
産業振興推進部産業政策課長
商工労働部商工政策課長
観光振興スポーツ部観光政策課長
農業振興部農業政策課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部土木政策課長
会計管理局会計管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
教育委員会事務局学校安全対策課長
警察本部警備部警備第二課危機管理官
公営企業局県立病院課長